

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度畜産特別支援資金通事業(家畜飼料特別支援資金通事業)	22,295,555	—	令和1年10月18日	—	公社	国認定
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度CSF野生イノシン経口ワクチン緊急散布支援事業	446,976,809	—	令和1年10月28日 令和1年11月29日	—	公社	国認定
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和元年度畜産特別支援資金通事業(畜産特別資金通事業)	95,867,000	—	令和1年11月20日	—	公社	国認定
公益財団法人日本食肉消費総合センター	5010405001026	令和元年度国産畜産物安心確保等支援事業(緊急時生産流通体制支援事業)	11,886,023	—	令和1年12月10日	—	公財	国認定
公益社団法人日本食肉市場卸売協会	6010005004072	令和元年度食肉流通改善合理化支援事業(食肉卸売市場機能強化事業)	11,137,000	—	令和1年12月20日	—	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。